

ヤスクニ・レポ 161
そもそも〈2・11〉とは
—その根本問題を考える
代表 西川重則

1

2013年2月11日(月)、私は恒例の〈2・11〉集会の講師として、プロテスタントの日本同盟基督教団「教会と国家」委員会主催による有意義な内容について学び合いの時を与えられた。

私はどの集会においても、講演の最初に私の考え方について説明し、私の講演の趣旨を理解していただくことに意を用いていることを申し上げ、話を始めた。

いわゆる講師による一方的な講演ではなく、私の言う公開学習会にふさわしく、参加者の要望にも答える努力をし、共に学び合い、参加できなかった方々にも報告ができるように、そして2013年における重大な出来事に対して、私たちの立場から十分に対応でき、運動を展開することができるように、そしてアジアの視点に立った国のあり方、社会のあり方に責任を持ち、課題を考えることができる主権者、有権者であって欲しいと願い、話を進めた。

その日の主題は、「天皇の代替わりを見据えて」であり、講演題は「憲法改悪に道を開く憲法審査会を考える」であり、十年以上ずっと国会傍聴を続けている者として驚くべき、はだかの国会の現状を直視し、戦後史にあって最も重大な出来事である第一次安倍内閣(2006・6・26—)、第二次安倍内閣(2012・12・26—)の無視できない政治姿勢、反憲法政治の課題について語り、具体的な最重大な出来事のひとつであり、私でないとは詳しく報告することができない事柄として、私の責任課題である講演題に沿って語ったものである。

幸い、100名以上の方々が参加され、しかも遠方からも来られていたし、若い世代の参加者が多かったとのこと、私が最も願い、祈りに覚えていることが適えられ、本当にうれしかった。とくにK G Kの方々が参加されたり、キリスト者の報道の方からインタビューされたり、名古屋から来られたり、〈2・11〉集会の今日的意味を共に考えることができ、講演の後も共

に学び合う喜びを分かち合うことができたことを報告しておきたい。今後の学びの広がりや運動の広がりやの緊急性・重要性を訴え、その実現の具体化を切望し、帰宅した私であった。

ところで、〈2・11〉の始まりはそもそもどんな経過、要因があったのだろうか。この基本的なことについて認識の共有が求められていることを強調しておきたい。

言うまでもなく、私が何気なく〈2・11〉集会と言っているが、事柄は重大であり、この際改めて、日本の戦前戦中戦後の歴史について確認し、今後の私たちの歴史の事実にかかわる責任を改めて身をもって果たす思いをしっかりと持つべきことを訴えたい。

2

戦後にあって、1967年2月11日は、戦後初めて、つまり最初の「建国記念の日」であり、私たちの立場として、「建国記念の日」を認めない立場から、私たちの共通の認識となっている「信教の自由」を保持・確立する日として集会を開き、その意味を学び合う日と位置づけ、今日に至っているのである。つまり、1967年から今年の〈2・11〉は丁度46年に当たるということであり、私の場合、今日まで〈2・11〉の課題について46回講演をし、全国的に〈2・11〉集会が開催され続けてきたということである。

しかし、「建国記念の日」がなぜ設けられたのか、なぜ推進運動の立場の人々は、「建国記念日」と位置づけ、「の」を省くのかなど素朴と思われることについて無関心なのか、自ら深く考えようとしなない。それはなぜなのか。考えれば「の」を使うか使わないかは極めて重大なそれぞれの立場の歴史の認識の相違を反映していると言うべきであろう。

もちろん「の」を入れたのは妥協の産物と言ってもよいかも知れない。しかし「の」を入れるか入れない

かは、当時、歴史認識の相違を浮きぼりにした歴史認識をめぐる争点として、両者がそれぞれの歴史観の相違を不可避の課題として今日まで「建国記念の日」「建国記念日」を、未解決のまま〈2・11〉として迎えているのである。

一例であるが、靖国神社のガイドをし、「遊就館」で説明する時、その部屋の文字について説明しているが、靖国神社の立場は文字通り〈2・11〉は「建国記念日」であり、「の」は省かれている。「建国記念日」は推進派にとっては文字通り建国の日であり、妥協を許されない日とされており、戦前戦中戦後の歴史観を踏襲している。〈2・11〉は神話以外の何ものでもない、つまり歴史の事実としての認識に基づく発想を認めない靖国神社の解説であり、多くの見学者に「建国記念日」即〈2・11〉として宣言していると言っている。

すなわち、私にとって、神話の世界を歴史の事実として普及宣伝してはばからない遊就館の説明は、その

他の解説も含めて、たとえば私たちが歴史の事実として自明のことと考えている中国を始めとするアジアに対する侵略・加害の事実を認めず、自衛戦争と位置づける推進派の主権者、有権者が圧倒的に多いことから起こってくるであろう現状認識がどのような結果を招くであろうかを考える時、その結論は明白と言わねばならない。

第一次安倍内閣の時、1年足らずの安倍首相が「戦後レジームからの脱却」を政治姿勢とし、憲法改正(改悪)の早期実現をめざし、国民投票法の成立(強行採決。2007・5・14)を始め、それより先に、「教育基本法の改正[改悪]」を成立[強行採決]をしたのは、2006年の12月15日だったことを忘れてはならない。

安倍首相が主張する「戦後体制(レジーム)からの脱却」の根本姿勢が、愛国心を盛り込んだ「改正」教育基本法の内容に露呈されていることを重大視したい。改憲も教育の成果であることをよく知っている安倍首相であることを報告して終わりたい(2013・2・12)。

2013年1月18日例会奨励 I ペテロ4章12～19節「火の試練、耐える信仰」

山本 進牧師(日本同盟基督教団馬込沢キリスト教会)

「愛する者たち。あなたがたを試みるためにあなたがたの間に燃えさかる火の試練を、何か思いがけないことが起こったかのように驚き怪しむことなく」(12)

迫害が信仰の試練のとき、その備えは「キリストの苦しみにあずかれる喜び」(13)です。私たちは苦しみだけではなく、キリストの栄光の現れるときも意識のうちに入れておくことです。また、キリストの名のために非難を受ける幸いです。(14)なぜ、幸いです。それは栄光の御霊が私たちの上にとどまってくださる、この神体験が与えられるのです。次に、キリスト者として苦しみを受けるのなら、恥じないことです。(16)最後に、「神のみこころに従ってなお苦しみに会っている人々は、善を行うにあたって、真実であられる創造者に自分のたましいをお任せしなさい。」(19)とは、死をも意味しているでしょう。このようにたいへんな迫害もあります。神は真実であられます。人は、この神に出会い、信仰

を強くされるのです。

神社参拝の強制に耐えた韓国の教会はたましいの救いを得て、霊的力を増し、続く北からの攻撃にも耐えて、広まり、一方、神社参拝を受け入れた日本の教会が霊的力を増しにくく、伸び悩んでいることは明白です。御霊に導かれないといけません。憲法改定があります。予想されるキリストの苦しみにあずかる。そのことを喜ぶ信仰。キリストの御名のために非難を受ける信仰。神社参拝をしないで非国民と言われるとき、私たちに神の御霊がとどまる幸いです。体験する信仰。キリスト者として証をして苦しみを受けるとき、かえって、神をあがめる信仰を持つこと。神のみこころに従ってなお苦しむとき、それでも信仰を貫くとき、神にそのたましいをお任せするという信仰を現したいものです。火の試練のとき、信仰によって神に支えられ、力が与えられることを信じます。